

令和 3 年第 2 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(令和 3 年 1 月 25 日)

令和３年第２回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和３年１１月１８日（木）

○告示年月日 令和３年１１月１８日（木）

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和３年１１月２５日（木） 午後１時３０分

○閉 会 令和３年１１月２５日（木） 午後３時３５分

○出席議員（１３名）

１番	谷口 雄一	２番	炭本 範子
３番	西山幸千子	４番	河口 靖子
５番	由本 好史	６番	岡田 勇
７番	青木 敏	８番	岡田 三郎
９番	山口 亘	１１番	岡田 泰正
１２番	三原 和久	１３番	森本 隆
１４番	梅本 章一		

○欠席議員（１名）

１０番 大倉 博

○会議録署名議員

３番	西山幸千子	４番	河口 靖子
----	-------	----	-------

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	杉浦 正省	理事（木津川市長）	河井 規子
理事（笠置町長）	中 淳志	理事（和束町長）	堀 忠雄
理事（南山城村長）	平沼 和彦		
会計管理者（精華町会計管理者）	上野 靖		

○事務局職員出席者

事務局長	福田 全克	次長	國子 慶順
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 同意第 3 号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について

第 4 認定第 1 号 令和 2 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算
認定について

認定第 2 号 令和 2 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計
歳入歳出決算認定について

令和３年第２回相楽郡広域事務組合議会定例会

令和３年１１月２５日（木）

大谷処理場 会議室

（午後１時３０分 開会）

○議長 皆さん、こんにちは。寒い中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議に欠席の通告議員は、１０番、大倉議員であります。

ただいまの出席議員は１３名で、定足数に達しております。これより、令和３年第２回相楽郡広域事務組合議会定例会を開催いたします。

議員の皆様には、各市町村議会での活動など、公私極めて多用な中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

１１月も下旬となり、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなってきました。議員の皆様には、１２月議会を控え、公私極めて御多用のところ御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃から議会運営に御理解、御協力をいただき、高席からではございますが、重ねてお礼を申し上げます。

本定例会に傍聴の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

広報用として、写真撮影を許可しておりますので、御了解願います。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 皆さん、こんにちは。代表理事で精華町長の杉浦でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和３年第２回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変御多用のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、早いもので令和３年も残すところ１か月あまりとなりました。

地方自治体を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、少子高齢化、デジタル社会への対応など、社会経済状況の著しい変化により、依然として厳しい財政状況でございます。

国における令和４年度概算要求・要望額は、１０７兆円と、令和３年度当初予算１０５兆円を上回る額となっております。

現在、市町村におきましても、令和４年度予算編成に向けての取組がなされておりますが、本組合におきましても、情報収集と内容把握に努め、新型コロナウイルス感染症対策にもしっかりと対応しつつ、最小の経費で最大の効果が出る予算編成に取り組んで

まいりたいと考えてございます。

一方、相楽圏域が抱える広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題であります。

今後も引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆様方におかれましても、御理解と御協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで、令和3年度における本組合のこれまでの主な取組について8点の報告をいたします。

まず、1点目でございますが、一般会計では、本組合のメイン事業であるし尿処理業務でございます。令和元年度、2年度の2か年で、循環型社会形成推進交付金を活用した基幹的設備改良工事を実施し、令和3年4月1日から運用を開始いたしました。

令和3年度上半期の大谷処理場への搬入量は、し尿で、前年比で0.1%の増加、浄化槽汚泥も4.4%増加しており、全体では2.8%の増加となっております。

増加の要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言の発令などに伴う外出制限、テレワークなどによる増加も一つではないかと考えてございます。

大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます、京都南部環境事業協同組合に委託して業務を遂行しているところでございますが、本年4月1日に運用を開始した、基幹的設備改良工事後の施設においても、安定的な処理を行っているものでございます。

次に、大谷処理場包括発注設計支援業務は、5月19日に指名競争入札を行い、株式会社環境技術研究所京滋営業所が346万5,000円で落札され、現在、複数年の包括発注委託の可能性について、8月と10月に衛生主管課長会議を開催し、調査・研究を進めており、年度末までに報告書及び要求水準書を作成し、令和5年度からの複数年での委託に向けた検討を進めてございます。

2点目は、相楽消費生活センターについてでございます。

上半期の相談件数は、292件で、1日平均で2.4件、前年度比で11件、3.6%の減少となりました。相談内容はほぼ全国的な相談内容と同じ傾向で、一番多い相談は、特定消費料金の滞納などの支払い不明の架空請求関係で46件、続いて、相談その他で24件、化粧品関係で18件となっております。

また、新型コロナウイルス関連の相談は、5件でございました。

次に、10周年記念事業につきましては、「エシカル消費で暮らしを変えよう！」を

テーマとし、１０月１日及び１０月１９日に開催し、延べ４２人に御参加いただきました。

消費生活出前講座は、老人クラブや地域のサロンなどに御利用いただき、本年度３月までに計５回、９６人を対象に実施を予定しております。

本年も新型コロナウイルス感染の拡大防止のために、大幅に申込みが減少しております。また、教育委員会、学校関係の消費者教育及び福祉部局、社協などの高齢者見守りネットワークにつきましては、小中学校、高校で計５校、５２クラス、１，８５３人の児童生徒に出前授業を実施の予定であり、和束町見守りネットワークであります、和束町民生児童委員協議会において、消費者被害の現況などに関する情報提供などを２回、５０人を対象に実施いたしました。

各市町村での祭りの中止などにより、消費者啓発が困難な状況を踏まえ、エシカル消費、ＳＤＧｓのポスターを２種類作成し、各市町村の庁舎への掲示をはじめ、出前講座や出前授業で活用するハンドブックの増刷し、活用を図ってございます。

また、消費者月間の取組として、「消費生活フェスタ２０２１」及び「山城地域消費生活リレー講座」をそれぞれ予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止といたしました。

これら、消費生活センター事業のうち、消費者教育・啓発事業の人件費及び研修参加事業に、京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用しておりますが、６月３日に３４万３千円、０００円の交付決定をいただきました。

次に３点目でございますが、相楽休日応急診療所の運営についてでございます。上半期の受診者数は４００人で、１日平均で１１．４人で、２７７件、２２５．２％の大幅な増加となりました。コロナ禍における診療所運営におきましては、限られた設備、スタッフの中、安全で安心できる診療所運営を目指して、今後の第６波に備え、相楽医師会や山城南保健所など、関係機関と連携しながら対応していくこととし、１２月５日の日曜日からは、発熱患者の時間的分離をするために、当日電話予約制とし、各市町村広報において周知をお願いしております。

これら、診療所運営に係る国・府補助金として、計１３万８，０００円の交付決定をいただきました。

４点目は、相楽会館の現状でございます。御承知のとおり、貸室は大ホールのみで、上半期の実績は１８件、２，６６０人の利用で、前年度比９件減、利用人数は医療従事者のワクチン会場としての使用もあり、２，２００人の増加となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国や府の要請により、貸し室の休止及び利用時間、人数の制限をいたしており、現在においても定員４００人のところ、１００人としております。

次に5点目でございますが、特別会計の「ふるさと市町村圏振興事業」では、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画に基づき、ホームページによる情報発信、「お茶の京都」を活用した広域観光事業、相楽会館改築等計画策定業務に取り組んでおりますが、例年1月に開催されております、「第29回相楽の文化を創るつどい」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、昨年度に引き続き中止となりました。

6点目は、「広域圏事業の今後のあり方検討会」の状況でございます。相楽地域における広域圏事業の諸課題を検討するため、広域圏事業の今後のあり方検討会を令和2年度までに5回開催し、本年度は中間報告書で「相楽会館貸館の廃止に伴い、事務局、消費生活センター、休日応急診療所及び聴覚言語障害センターの新たな活動場所確保の検討ため、現状維持、耐震改修、現地改築、移転改築、既存施設への移転、複合化の比較検討に当たり、それぞれの場合におけるコストについて考慮する必要があることから、建築などに関する専門的な見地からの指導助言やコスト算出を行う」との結果を受けて、相楽会館改築等計画策定業務をコンサルタントに委託し、それらを踏まえた議論がなされており、令和4年1月17日予定の第8回検討会において、報告書が取りまとめられ、その内容を理事会に報告される予定であり、2月定例会には議員の皆様にも最終報告書を配付させていただく予定であり、これらの報告を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。

7点目は、組合設立40周年記念誌の発行についてでございます。記念誌並びに記念品を8月23日に関係者の皆様へ送付させていただいております。

最後に8点目でございます。「相楽圏域の広域的課題解決に関する要望活動」につきましては、令和3年10月4日に京都府知事、副知事、山城広域振興局長及び関係部長に対しまして、令和4年度の京都府予算編成に際し、9項目を要望いたしました。

なお、要望書につきましては、議員の皆様へ10月8日に配付させていただいております。

さて、今定例会に提案申し上げます議案は、令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定など、3件でございます。十分御審議いただき、原案のとおり、それぞれ同意、認定賜りますようによりしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第128条の規定により、3番、西山幸千子議員、4番、河口靖子議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議は、去る11月16日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

西山議員。

○西山議員 ただいまの議事日程の確認、会期の決定ということが行われたんですけども、この間、私のほうから一般質問の取扱いについてお願いをいたしました。

議会運営委員会が3回行われたんですが、今日の議事日程におきましても、一般質問の日程が入っておりません。これの扱いに関して、前回の議運でも発言させていただきましたが、ぜひ一般質問のことを取り扱っていただきたいと思いますので、この件についてお願いしたいと思っております。

○議長 ただいまの件につきまして、議会運営委員会で4月14日、7月8日、8月3日、11月16日もその中で審議してもらいましたので、ここで議会運営委員長から説明をしていただけますか。流れとしまして。

山口委員長。

○山口委員長 9番、山口でございます。

ただいま、委員長からの説明を求められましたので、簡単に説明します。今まで議運を3回開いておりましたけれども、結果が出ずで、今日に至っているわけでございます。

これは、後日また運営委員会を予定しておりますので、2月議会までには結論を出したいと言っております。どうか御協力のほど、よろしくお願いします。以上です。

○議長 ほか、ありませんか。

西山議員。

○西山議員 確認したいのですが、この間トータルで、11月16日の議運も含めて4回ということで行われたんですが、これは一般質問を行う方向でのということでしょうか。結局同じことを議論されるようでしたら、その部分は私は議会運営委員会に入っていて、進んでいないなと思っているんですが、そのところは確認させていただきたいと思います。

○議長 議会運営委員会では、平行線のままで、このままいっても平行になるだろうと、私の判断もありますし、西山議員が今年の2月に一般質問についてのお話をされましたし、もうかなり時間も経過しているということもありますので、この18年の申合せ事項という部分が、平成18年ですので、かなり経過もしております。

その間、木津川市が発足された経過もあり、まず新たに今回の議会運営委員会のメンバーでこの申合せを、新たにしっかりとつくるということで、議会運営委員長も申しましたので、進める方向で検討してくださいという打診はさせてもらいました。したがって、次の2月議会前までには結果が出るものだと思います。

青木議員。

○青木議員 7番、青木です。

議運の中で、どういう話がされてたかというのを知りたいんですが、その辺のところは何が平行線になっている、それはどの部分なのでしょう。

会議規則にはあると思いますので、何でいけないのかなとか、そういうことがありますので、お願いいたします。

○議長 杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 申し訳ないです。一般質問するかしないかは、議員間の中で話してほしいです。我々、本議場は議題を、議事運営として進めていきたいんです。

申し訳ないですけど、後は議員間の話の中で改めてでも結構です。やっていただいたら幸いかなと思います。以上です。

○議長 西山議員。

○西山議員 議会で一般質問することができずにいます。ですから、私がここでさせていただきますって言ったら、本来はできるんです。それを、一定のルールをつくるために議会運営委員会を開いたけれども、それがルールがきちっと確定しなかった。なので2月議会に向けてきちっとそのルールを確定することを、この議場の場で皆さんに対して約束していただきたいし、そういう方向で進めていただきたいということを申し上げているんです。

代表理事のほうで一般質問云々かんぬんということはおっしゃらないでいただきたいです。

○議長 杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 だから、私は議会の議員間の中で、するかしないかは決めていただいたら結構ですと。私ら理事、皆ここで座っているんです。議題について議事進行のために、我々ここで待ち受けているんですよ。仮にこれが今議論されたら、我々これ、退席して、議員間の中で話を言ってもらわないという、時間の無駄がございます。だから、一つよろしくをお願いします。

○議長 西山議員。

○西山議員 それでしたら、暫時休憩していただいて、議運開いていただきたいと思います。今の代表理事の発言に対して、私は納得できません。

○議長 それでは、暫時休憩します。議運を隣の事務室で行ってください。

(休憩)

(議会運営委員会 開催中)

○議長 それでは、ただいまから会議を再開します。

議会運営委員会を緊急に開催いたしまして、先ほど私、平成18年の申合せと申し上げましたが、議運委員長の報告通知ということが正式だということで、その報告通知の中身が、一般質問はしないのはいいだろうということだったんですけども、今回そのものがあったわけで、それに引き続いて、一般質問を現在まで行われてこなかった。

そして今年の2月に、西山議員から一般質問の申し出がありまして、議会運営委員会を数回にわたり行ってきました。先ほど議運を開きまして、議会運営委員全員賛成で、一般質問を行うということで決定されましたので、これから事務局でも、一般質問に対する中身について素案をつくっていただき、次回の議会運営委員会で協議することになりました。これで議会運営委員会の報告とさせていただきます。以上でございます。

それでは、日程第3、同意第3号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを議題とします。

代表理事より、提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 議員の皆様には大変御苦労さまでございました。

あとは一つよろしくお願いいたします。

日程第3、それでは同意第3号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について、提案させていただきます。

同意第3号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について、相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

提案させていただく方は、子谷朝子様でございます。住所、生年月日と経歴につきましては、記載のとおりでございます。

令和3年11月25日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。相楽郡広域事務組合公平委員会委員、井澤孝子氏の任期が、令和3年12月26日をもって満了することに伴い、その後任の公平委員会委員を選任するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長 以上で議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑の回数につきましては、会議規則第55条に「質疑は同一議題について3

回を超えることができない。」と規定されていますので、よろしくお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

同意第3号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを採決します。

採決は起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、同意第3号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

○杉浦代表理事 ありがとうございました。

○議長 日程第4、認定第1号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号、令和2年度相楽郡地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

代表理事より、提案理由の説明を求めます。

代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、認定第1号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号、令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して提案させていただきます。

認定第1号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めます。

令和3年11月25日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

令和2年度一般会計決算の結果は、歳入総額は9億6,286万2,620円となり、その中で主な財源としては、構成市町村の分担金及び負担金が、総額の68.6%を占めております。前年度比で75.7%の増となりましたが、その要因は、大谷処理場基

幹的設備改良事業経費の大幅な増加によるし尿処理（大規模改修経費）分担金の増が主な要因でございます。

また、使用料及び手数料は全体の１．８％を占めており、前年度比で１％の増となりましたが、浄化槽汚泥搬入量の増に伴います、浄化槽汚泥投入手数料の増などがございます。

次に、国庫支出金は、大谷処理場基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金で、全体の２８％を占めており、前年度比で３５７．５％の大幅な増となりました。

府支出金は、消費生活センターに対する京都府消費者行政活性化事業費補助金で、全体の０．４％を占めており、前年度比で２０．１％の増となりました。

これらの要因の結果、歳入総額で前年度より５億６０７万３３２円、１１０．８％の大幅な増加となりました。

一方、歳出総額は、９億４，９２８万７，６８４円となり、中でも衛生費のうち、清掃費で９３．５％を占め、前年度比で１２８．３％の大幅な増となりましたが、その要因は歳入でも説明しましたとおり、大谷処理場基幹的設備改良事業により、大幅に増加したものでございます。

また、商工費は、全体の１．４％を占めており、前年度比で７．９％の増となりましたが、教育用教材の作成や、相談員の人件費の増加によるものでございます。

これらの要因の結果、歳出総額で前年度より５億４１７万３，７４１円、１１３．３％増加いたしました。

なお、歳出予算額に対する執行率は、９８．６％になりました。

したがって、歳入歳出差引額は１，３５７万４，９３６円となり、同額が実質収支額となっております。

続いて、認定第２号の提案説明を申し上げます。

認定第２号、令和２年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について。

令和２年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定を求めます。

令和３年１１月２５日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

令和２年度の特別会計歳入歳出決算結果は、歳入総額で２，３０８万６，０６５円となっております。

まず、財産収入は、ふるさと市町村圏振興事業基金７億円の運用益であり、全体の３．１％を占め、前年度比で０．３％の減少となりました。

次に、休日応急診療所収入は、全体の６６．６％を占め、前年度比で２．３％の増と

りましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受信者の大幅な減少を受け、診療報酬収入は半減し、検査キットなど医薬材料費の増加など、コロナ対策に伴う一般会計からの繰入金は増加したことによるものでございます。

次に、繰入金は全体の10.7%を占めており、国庫支出金及び府支出金は、新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度限りの補助金で、それぞれ全体の1.5%、6.1%を占めております。

繰越金は全体の12%を占めております。

これらの要因の結果、歳入総額で前年度より35万722円、1.5%減少いたしました。

また一方、歳出の総額は、2,261万618円となり、うち振興費、事業費で全体の14%を占め、前年度比で0.1%の増となりました。

次に、衛生費、休日応急診療所費で、86%を占め、前年度比で11.2%の増となり、歳入でも説明しましたとおり、医薬材料費の増加が主な要因でございます。

これらの要因の結果、歳出総額で前年度より195万3,191円、9.5%増加いたしました。

なお、歳出予算額に対する執行率は、96.4%となりました。

したがって、歳入歳出差引額は、47万5,447円となり、同額が実質収入額となっております。

以上、令和2年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして、提案説明いたします。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

次に決算審査について、監査委員の報告を求めます。

三原監査委員。

○三原監査委員 令和2年度決算審査意見書を述べさせていただきます。

令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計の歳入歳出決算書及び証憑書類、その他政令で定める書類を審査した結果、下記のとおり意見を付する。

令和3年10月25日。

監査委員、三原和久。

審査の対象については、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書、それと令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書。

審査の期日については、令和3年10月11日、月曜日、午後1時25分から午後3

時 30 分まで行いました。

審査の手続については、この決算審査に当たっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出された、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りがないか、財産運営が健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなど主眼に置き、毎月実施している例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求め、関係職員から説明を受けるなど、実施いたしました。

審査の結果については、審査に付された一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証憑書類と照合した結果、全て適切に処理されていることが認められました。

監査委員からの意見としましては、まず予算総額から見た歳出の執行率は、先ほど代表理事が述べましたとおり、一般会計で 98.6%、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計で 96.4%、全体として 98.6%であり、適切に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められました。

また、今後の課題といたしましては、認定第 2 号の令和 2 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計の中で、歳入において休日応急診療所収入の中で、診療報酬収入の中で、収入未済額については、今後増えるであろうということで今後の課題とさせていただきます。以上です。

○議長 ここで補足説明を事務局長、よろしくお願いします。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。

それでは、認定第 1 号、令和 2 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 2 号、令和 2 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、の 2 点につきまして、併せて補足説明を申し上げます。

説明につきましては、決算書とは別にお配りしております、こちらの令和 2 年度決算に係る主要な施策の成果の説明書、こちらに基づきまして進めてまいりたいと思っております。

この説明書の 1 ページをお開きください。

1 ページでは、1. 決算の総括といたしまして、一般会計と特別会計の決算概要を、第 1 表、決算総括の状況として記載してございます。

その中で、決算総額の前年度との比較につきましては、1 ページ下から 3 行目に記載のとおり、一般会計の歳入が 110.8%の増加、歳出も 113.3%の増加となっております、その主な要因は、大谷処理場運転維持管理業務委託料（通常分）及びし尿

処理量の減少に伴います、し尿収集運搬業務委託料などの減少はあったものの、大谷処理場基幹的設備改良事業経費の大幅な増加によるものでございます。

次に、特別会計につきましては、2ページの上から6行目に記載のとおり、歳入が1.5%の減少、歳出が9.5%の増加となっております、コロナ禍におけます休日応急診療所運営経費の増加によるものでございます。

続きまして、2. 一般会計の概要につきまして説明を申し上げます。

まず(1) 歳入の概要でございます。第2表、一般会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目の款ごとに前年度との比較を含めまして、内訳を記載してございます。

その状況は、2ページの下段からの説明文にございますとおり、主要なものは構成比順に、分担金及び負担金が68.6%、続きまして、大谷処理場基幹的設備改良事業にかかります国庫支出金が28%、相楽会館の使用料と浄化槽汚泥投入手数料及び許可手数料にかかります使用料及び手数料が1.8%、繰越金が1.2%、消費生活センターにかかります府支出金が0.4%の順となっております。

前年度との比較におけます要因でございますが、まず分担金及び負担金のうち、分担金で、令和元年度から2年間で大谷処理場基幹的改良工事の実施に伴いまして、前年度より2億9,318万3,000円増加したことなどによりまして、分担金の増、分担金全体で2億8,710万3,200円増加いたしました。

一方、し尿の収集運搬にかかります負担金は、し尿処理搬入量の減少に伴いまして、2,428万448円減少し、分担金及び負担金全体では、前年度より2億8,467万4,752円、75.7%の大幅な増加となったものでございます。

次に、3ページの1行目からでございますが、使用料及び手数料につきましては、浄化槽汚泥投入手数料の増加、2年ごとの許可手数料の収入もございまして、また相楽会館大ホールの使用料は減少しましたが、前年度より1%の増加でございます。

次に、国庫支出金でございます。大谷処理場基幹的設備改良事業に係ります循環型社会形成推進交付金で、交付対象経費の2分の1、前年度より2億1,079万4,000円、357.5%の大幅な増加でございます。

また、府支出金につきましては、その全額が相楽消費生活センターの運営に係ります京都府消費者行政活性化事業費補助金でございますが、平成30年度から重点的に取り組んでおります、学校教育における消費者教育啓発の補助金ですが、会計年度任用職員への移行によりまして、相談員人件費の増加などに伴いまして、19.6%増加しております。

また、学校への出前事業の際、3R、リデュース、リユース、リサイクルやマイバッグ利用促進などの普及を目的としました、京都府レジ袋削減促進事業費補助金1万4,000円の交付を受けました。

次に、繰越金は大谷処理場基幹的設備改良事業に伴います大谷処理場から搬出する汚泥運搬処分費等の不用額などが原因となりまして、９８５万２，９５３円、５３９．８％増加しております。

以上の要因の結果、歳入総額で前年度より５億６０７万３３２円、１１０．８％の増加となったものでございます。

続きまして、３ページの中ほどからの（２）歳出でございますが、第３表、一般会計歳出決算の状況といたしまして、歳出科目の款ごとに、前年度との比較を含めまして、内訳を記載してございます。

その状況は、３ページの下段からの説明にありますとおり、主要なものは構成比順に、衛生費が９４．６％と大半を占めておりまして、総務費３．９％、商工費１．４％の順となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず衛生費のうち、保健衛生費では、休日応急診療所運営に対します特別会計への繰出金が、国・府補助金の交付はあったものの、新型コロナ関連の検査キットなど、医薬材料費の増加のほか、診療報酬収入の大幅な減少などの要因で、４５７万９，０００円増加しております。

次に、清掃費では、し尿処理運搬量の減少に伴いまして、し尿収集運搬委託料は年々減少しておりまして、大谷処理場運転維持管理業務を、基幹的設備改良事業に関連しまして、６５７万４，１００円減少しております。

ただ、大谷処理場基幹的設備改良事業費の工事請負費５億１６０万円、また施工管理委託料２４９万７，０００円、これらの増加によりまして、衛生費全体では前年度より５億３１２万６９７円、１２７．３％の増加となったものでございます。

次に、総務費につきましては、前年度とほぼ同額で、商工費では、京都府消費者行政活性化事業費補助金を有効に活用いたしまして、新たな消費者教育の推進に係ります、小・中学校児童・生徒向けの教育用教材の作成費や、相談員の人件費の増加などで、前年度より１００万２，７６４円、７．９％の増加となっております。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より５億４１７万３，７４１円、１１３．３％の増加となったものでございます。

なお、歳出予算額に対します執行率が９８．６％でありました。

続きまして、４ページの中ほどから、３．特別会計の概要でございます。

まず、（１）歳入の概要でございますが、第４表、特別会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目の款ごとに、前年度との比較を含めまして内訳を記載してございます。

その状況は、主要なものは構成比順に、休日応急診療所収入６６．６％、繰越金１２％、繰入金１０．７％、府支出金６．１％、財産収入３．１％、国庫支出金１．５％の順となっております。

これらの前年度との比較におけます要因は、まず休日応急診療所収入は、一般会計からの繰入金、新型コロナ対策にかかります医薬材料費の増加などによりまして、繰入金で増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、受診者数の大幅な減少により、診療報酬収入が423万6,541円の大幅な減少となりました。

休日応急診療所収入全体では、前年度より34万2,459円、2.3%の増加でございます。

なお、休日応急診療所におけます1日当たりの受診者数は、令和元年度の14.3人から6.2人と減少しております。

受診者数の推移等、休日応急診療所関係の資料は、64ページから69ページにかけて記載のとおりですが、令和2年度の受診者総数は、437人、前年度比635人、59.2%減で、内科が295人、小児科142人となっております。

また、68ページの疾患別患者数にもございまして、受診者総数437人のうち、新型コロナウイルス感染症を疑う発熱等、風邪症状の呼吸器感染症の患者数は292人、66.8%、伝染性ウイルス感染症13人、3%、合わせて305人、全体の約7割を占めております。

休日応急診療所では、令和2年3月頃から、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる受診控え、さらには冬期のインフルエンザの流行がなく、平成29年度からの3年間は年間の受診者数が1,000人を超えておりましたが、令和2年度では437人と、大幅に受診者が減少いたしましたところでございます。

また、休日応急診療所運営に関しましては、受診される方、医療従事者双方の医療上の安全を守るため、個人用防護服（PPE）やアクリル板の設置などの活用、診察に当たりましては、自家用車内での問診、視診による診察や、検査では時間を指定させていただくなど、できる範囲での感染防止対策をとることなど、体制整備を行いましたが、これらに対しまして国・府の補助金を有効活用させていただきました。

次に、財産収入は、ふるさと市町村圏振興事業基金の元本分7億円分につきましては、京都やましろ農協木津支店の期間3年の定期預金、利率0.145%で運用し、受取利息が70万7,000円、余剰分基金の利息を含めまして70万8,077円となりました。繰越金は、「お茶の京都」広域観光事業推進交付金の交付分の財源といたしまして、前年度より2.7%増加し、繰越金は47.5%の減少となりました。

これらの要因の結果、歳入総額で前年度より35万722円、1.5%の減少となったものでございます。

続きまして、5ページの中ほどからの（2）歳出の概要でございます。第5表、特別会計歳出決算の状況といたしまして、歳出の項目ごとに、前年度との比較を含めまして内訳を記載しております。

6 ページをお開きください。

その状況は、1 行目からの説明にありますとおり、休日応急診療費で 8 6 %、振興費で 1 4 %となっております。

前年度との比較におきます要因でございますけれども、まず休日応急診療費では、医薬材料費の増加で前年度より 1 9 5 万 1, 6 1 1 円、1 1. 2 %の増加となっております。次に、振興費は 0. 1 %の増加。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より 1 9 5 万 3, 1 9 1 円、9. 5 %の増加となっております。なお、歳出予算額に対します執行率は、9 6. 4 %でございました。

令和 2 年度末におけます基金残高は、7 億 8 3 1 万 1, 0 0 0 円でございます。

また、ふるさと市町村圏振興事業の令和 2 年度実績の概要は、6 ページの①～④の 4 事業で、詳細は 6 1 ページに記載しております。

最後に、これまで説明してまいりました令和 2 年度の決算の概要のほか、より詳しい分析の内容や実績数値などを、この説明書 7 ～ 1 0 ページ、1 1 ページには市町村分担金の一覧を記載しておりますので、必要に応じまして併せて御覧いただきたいと思います。

次に、1 2 ページには、令和 2 年度債務負担行為に基づく支出額、また、事業ごとの事務事業評価といたしまして、当組合が抱えております諸課題をはじめ、今後の方向性の考え方などを 1 3 ～ 2 7 ページにかけまして記載しており、2 8 ～ 6 9 ページまでは資料編といたしまして、各事業ごとに記載しておりますので、参考にさせていただいたらと思っております。

そのほか、令和 2 年度に消費生活センターにおいて相談を受けました内容を、令和 2 年度消費生活相談報告書（市町村別報告）、並びに令和 2 年度会議等開催結果をまとめたものをお配りしておりますので、併せて御覧いただけたらと思います。

以上、令和 2 年度一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

決算審査の報告及び補足説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、認定第 1 号、令和 2 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑、ありませんか。

西山議員。

○西山議員 細かい部分と大きな部分とお願いしたいんですけども、まず決算書のほうで言いましたら、1 4 ページの、相楽会館費のところかと思うんですけども、相楽会館の玄関のガラスが割れてたことがあったと思うんです。こちらの修繕は行われた

と思うんですけど、この金額はここに書いてあるのか、相楽会館管理運営費の修繕料なのかというところの御説明をしていただきたいのと、併せて、何でそういうことが起こったのかというのが気になりましたので、御説明いただきたいのが一つ。

あと、2つ目で言いましたら、23ページのところの物品のところなんです。複合機というのが2年度で一旦ゼロになってるんですが、これ必要ではないのかと思ったので、これの御説明をお願いします。

3つ目に関しましては、監査報告で、これが一般会計で質問したらいいのか、特別会計になるのか、聞きながらとか、これ見たときも気になってたんですが、5ページのところで、休日診療所なんですが、「未収者が生じ」ということが書かれています。今までそういうことがなかったんじゃないかなと思ったんですが、これのほうは、ちょっと決算書では分からないので、こちらの対応、これ一般会計でいいのか、特別会計でいいのか。特別会計でしたら後でも御答弁でお願いしたいと思うんですが、以上お願いします。

○議長 事務局長。

○事務局長 はい、議長。事務局長でございます。

西山議員の3つ目の御質問ですが、休日応急診療所の運営の部分に係りますので、特別会計のところでお答えさせていただきます。

1問目、2問目については次長から答えさせていただきます。

○國子次長 はい、議長。事務局の國子でございます。

それでは、西山議員の質問2点につきまして説明させていただきます。

まず1点目の相楽会館の需用費のうち、特に修繕料のところでございます。まず、これにつきましては、経過から申しますと、去る令和2年の12月31日の日に、相楽休日応急診療所において検査、診察をするということで、室外、建屋の外を出て車の中で診察、検査をするということでございました。

そのときに、暖を取るということで石油ストーブをたいておったわけでございますけれども、そのときに玄関のガラスが割れてしまったということでございます。

その内容につきましては、ここの14ページの相楽会館費の需用費、修繕料のところに入っているというものでございます。

なお、金額につきましては、修繕料10万6,700円ということでございまして、その分、全国自治協会の建物災害共済に加入しておりましたことから、その修繕料の約85%の9万1,410円が保険金として支払われたものでございまして、決算書で見ますと、歳入の事項別明細の10ページの備考欄にそのことが記載してございます。

以上、1点目でございます。

それから、2点目の物品の複合機が1台、ゼロになっているという話でございます。

まず、この複合機につきましては、相楽消費生活センター分ということでございます。
相楽消費生活センターは、平成22年3月1日に開所いたしました。そのときに、京都府の補助金がありましたので、当時は購入というか、備品購入で買い取りをさせていただいたところでございます。

その後、約11年経過いたしまして、大分調子も悪くなってきたということで、特に今回補助もつかないということもございましたので、リース契約ということで、2年度からさせていただいた経過がございます。

したがって、備品としての計上ではないということでございますので、複合機としては消費生活センターにも引き続き配置しておりますので、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 ありがとうございます。

休日応急診療所も、けが人とかはなかったのかだけ確認したいのと、保険で行われたということで、10万幾らの分の9万ぐらいが入ってるということなんですが、それ以外の部分で修繕費が前年より増えてるところの分は、ここに何かあったのか。そこは確認させていただきたいと思います。2つ目は分かりました。

○議長 次長。

○國子次長 はい、議長。それでは、西山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、玄関ドアの破損の件で、けがはなかったかということでございますけども、けがについてはスタッフ、全くございませんでした。ガラスの近くにストーブを置いて、ガラス自体がバリバリとひびが入ったような状況でございましたので、けがは全くございませんでした。

2点目の再質問でございますけども、ほかの修繕料の増加がもう一つございまして、相楽会館は単独浄化槽が入ってございまして、その浄化槽につきましても、昭和50年の相楽会館設立時に設置された浄化槽でございまして、その放流ポンプが破損したということで、約35万円の修繕料がかかっているということでございます。以上でございます。

○議長 ほか、ないでしょうか。

河口議員。

○河口議員 4番議員、河口です。

1点、お願いしたいと思います。

冒頭で代表理事から、この広域圏事業の今後のあり方検討会については、詳しく説明をしていただきました。今後のことについても、お話をいただいたんですけども、この監査委員の審査結果の意見書の4ページのところに、下から15行のところす。

ろいろ書いてあるんですけども、令和2年度10月には云々というところから始まって、最後のほうに、この検討委員会の中で監査委員の方から、各市町村と連携して進めていくことが必要であると結ばれています。

この辺での各市町村との連携というところについて、もう少し内容、どういうところで連携していくべきなのかという、そういうお話が出ているのかどうか。また、今後それについての話し合いはあるのかどうか。もう少し内容を詳しく伺えればと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 國子次長。

○國子次長 はい、議長。失礼します。事務局の國子でございます。

それでは、河口議員の御質問にお答えさせていただきます。

監査の意見書の4ページの、広域圏事業の今後のあり方検討会の関係でございます。

御承知のとおり、令和2年10月に、広域圏事業の今後のあり方検討会として、中間報告書を取りまとめをされたところでございます。その中に記載の内容につきましては、大きく3つございまして、本組合の共同処理事務のうち、まずし尿処理施設、し尿処理に関する事、そして消費生活センターに関する事、そして休日応急診療所に関する事、この3つにつきましては、引き続き5市町連携して、推進していくということで、確認がなされております。

併せて、監査委員さんからの記載のとおり、令和4年度をもって、相楽地区ふるさと市町村圏の振興事業につきましては廃止する。これは現在の第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の計画の終了年度が令和4年度までということでございますので、それに合わせて一定の役割を果たしてきたということで、廃止をするというのが1点でございます。

それから、現在の相楽会館の2階の大ホールのみ貸室業務でございますけども、こちらも各市町村におきましては、ホール等の設置がなされているということもあり、老朽化も相まって、こちらも稼働率が低いということで、決算に表れています使用料につきましても、先ほど説明させていただいたとおり、前年度から減少しているというような部分もございます。

これにつきましても、廃止していくということで、中間報告がなされ、理事会にも報告されたところでございます。

その対応に当たっては、ということでございますので、当然共同処理事務の変更ということになりますので、共同処理事務の変更となりますと、本組合理約の変更ということになるわけでございます。組合理約の変更につきましては、組合議会ではなくて、構成市町村の議会における議決が必要になり、その後、京都府との協議で許可がなされて、というような流れになるということでございますので、今後これらの手続に当たりまし

ては、構成団体と連携を取りながら推進していくという内容でございます。

それから、その後の議論につきましては、冒頭、代表理事の挨拶にもございましたように、本年度につきましては、10月と11月、2回検討会を開催させていただきました。

また、令和3年度につきましては、相楽会館改築等計画策定業務というのをコンサルタントに委託して推進してきております。これは、いわゆる建設の専門家の視点から施設をどのようにするのが望ましいのかということを考えていただいたところでございます。

これらのコンサルタントの一定の分析を踏まえて、検討会で議論をしているところでございます。現状におきましては、5つの方策がこの中間報告でも書かれてございまして、現状維持が1つ目、2点目が耐震改修、3点目が現地で改築する、4点目が移転して改築する、5点目が他施設との複合化という、大きく5つがございます。

これにつきましては、やはり専門的な視点からいきますと、現地での改築がランニングコスト等も含めて望ましいのではないかとということで、二重丸がついておりました。その次に、耐震改修というような流れでございます。

これらを踏まえまして、10月、11月、各市町村の検討会委員との協議をさせていただいている中で、やはりいずれの方策にいたしましても、財源問題が非常に大きな要因であるということでございますので、可能な限り、特定財源の獲得に向けて、ありとあらゆる可能性を探っていくというようなことで、現在進めておりまして、今後の予定では代表理事の挨拶にもございましたように、令和4年1月17日に検討会の第8回目で、最終報告書という形で取りまとめていきたいということで、現在進めております。

その1週間後には理事会がございますので、理事会に報告をさせていただいて、その後、議論を進めていくというような内容になったものでございます。

以上でございます。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。補足をさせていただきます。

今、次長説明したとおりでございますが、組合格約の変更につきましては、各構成市町村、5市町村の可決が必要ということではありますが、ここに監査意見があるように、ふるさと市町村圏事業と貸館業務の廃止、組合共同処理事務の中からこの2つの事務を廃止するという御提案を各市町村長からしていただくことになるんですが、やはりこれらの事務は、貸館業務であれば昭和50年から約47年間続けてきた業務。また、ふるさと市町村圏事業であれば、平成4年から約20年間続けてきた業務。これを今回廃止するということでございますので、各市町村議会で審議していただく前には、組合議会でも、形は分かりませんが、全員協議会や、いろんな場面で、事前に説明をする機会を

また提案させていただきたいと考えております。そういう意味で、各市町村の連携を取っていくということで、監査の際、御意見として頂戴いたしましたので、意見に記載されたことをごさいますので、どうかよろしくお願いします。

○河口議員 了解です。

○議長 ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号、令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員 先ほどの部分で、未収者が生じたということで、こちらの部分で御説明いただきたいと思います。

それと、休日応急診療所、特に昨年度はコロナの関係でいろんな中、行われたと思うんです。2年度の決算としては、そういう形で備品なりそろえていただいたということであるんですけども、3年度にかけてそれも続いていますので、そういった部分での違いとかというものがあれば、お願いします。

前年度とは比べづらい決算になっていますので、どういう特徴があるかとかも含めてお願いできたらと思っています。

それと、先ほどの資料でお聞きしたときに、来られた方の6割ぐらいはコロナ疑いというか、そういう形で待っていらっしゃったということなんですが、これはこのせいも含めて全体に収入も落ち込んだということによかったんでしょうか。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長です。まず、西山議員の御質問2点の、1問目です。認定第2号、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

この2ページのところの収入未済額、ここに7,540円が上がっています。これが監査委員による決算審査のときに御指摘があった分で、従来の事務組合の決算の中では、収入未済は今までなかったわけです。これが何ですかというような御質問で、説明してたんですけども、今回御質問いただきましたので、説明申し上げます。

休日応急診療所は、休日応急診療所設置条例に基づきまして、診療費、第7条、診療所において診療を受けた者は、直ちに診療費を納入しなければならない。ただし、代表理事が特別の事情があると認めた場合は、後納することができると規定されておりまして、従来は、コロナ以前は、全て受診者の方は現金で、その場でお支払いして、100%回収できておりましたので、こういった収入未済額は発生しませんでした。

コロナ禍において、コロナかコロナでないか分からない発熱者の患者様につきまして

は、スタッフ等の安全も考えまして、管理医師の指導のもと、後払いでしようということの提案があり、理事会で条例の、代表理事のただし書きを適用して、初めてコロナ禍の中での発熱者の診療費は、請求書を発行して、銀行にお支払いをしていただく形に変更させていただいております。ただし、発熱者以外は、その場で現金で払っていただいております。そういった運営をしていたところでございますけれども、令和２年度におきましては、発熱患者の自己負担分、具体的には令和２年の１２月頃から請求書を郵便で送りまして、請求をするという形にしておりましたけれども、令和２年度中に受診されたうち、４名の方が未収となりまして、５月３１日の出納閉鎖期間まで、担当者によります再度の請求書の発行、また電話による督促、自宅訪問など、徴収の努力はさせていただきましたが、４名のうち１名は６月１日、新年度に入ってお支払いをいただきまして、具体的には３名の方が実際のところまだお支払いされていない状況でございますけれども、という形で、未収金が７，５４０円出ましたよという報告でございます。

これが運営を長く、コロナ禍の中で続けていくうちに、未収金も増えていくだろうと、ここらの対策を、というようなことで、監査委員のほうで御指摘いただきまして、関係する機関にもいろいろと聞いてまいって、また民法等のことも調べて、民法では５年間は督促できるけれども、５年たつと時効になってしまうという規定もございますのですが、５年間ずっと払わない方に職員が督促し続けるのかということも、考えますとその事務も大変でございますので、構成市町村でも同じような事例があると監査委員からも御指摘いただきましたので、調査研究をして続けてまいりたいと思います。ただ、未収者は５年たてば払わんでいいということが当たり前になってしまいますと困りますので、その辺はしっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

○議長 國子次長。

○國子次長 はい、議長。それでは、２問目の西山議員の質問にお答えさせていただきます。

令和２年の３月、令和元年度末から、新型コロナウイルスが蔓延してきたということで、まさに令和２年の決算につきましては、そういったコロナ禍における診療所運営で進めてきたところでございます。

特に令和元年度との比較でいきますと、大きく歳入の部分では診療報酬収入が大幅に減少していきっているということでございます。

これは、受診者数が減少したことに大きく起因しております。令和元年度、１，０００人超でございましたけれども、令和２年度は４３７人という結果でございました。この人数だけでも半分以下に減ってきているというところでございます。

ただし、１人当たりの診療報酬収入の単価につきましては、診療報酬収入の臨時的な措置がなされている部分がございましたので、診療所における時間的、空間的分離をす

ることによって、院内トリージ料ということで、300点が加算されるでありますとか、そのような形での優遇がなされていたということもありまして、1人当たりの単価は約1,700円程度増加しているという状況がございます。

これが歳入の特徴でございます、

併せて、国庫、並びに府の補助金も、令和2年度限りの部分の増をいただいている部分も歳入の特徴というところでございます。

一方、歳出でございますけども、特に医薬材料費の増加ということでございまして、前年度比でいきますと約181万円、128.6%の増加という理由がございます。の中には、いわゆる个人防护服と言われますPPE、フェイスシールドでありましたり、N95マスク、それからガウンと、そういったものの購入ということで、増加の要因の一つであるというところでございます。

また、備品購入費につきましては、令和元年度に比べますと、金額としましては、30万8,200円、26.7%の減少ということでございましたが、令和元年度はコンピューターを更新した経過がございまして、総額としましては減少になっていきますけども、令和2年度の特徴としましては、このような飛沫感染対策のパネル、それからそういった感染対策に係る空気清浄機でありましたり、そういったもののコロナ対策に特化した備品の購入があったというのが、令和2年の特徴だったということでございます。

それから、3問目の質問で、約6割の受診者数の減ということで、コロナ疑いの方がそのうち多くを占めていると、437人のうち、約300人ぐらいがコロナ疑いということでございます。正確にはコロナ疑いというか、発熱患者、発熱者であって、診断が呼吸器感染症とか、疑いがある場合はそういったコロナ疑いとかいうようなものがございますけども、そのような形で多く発熱者の方を受けたということでございます。

その内容につきましては、御存じの方、多いと思うんですけど、相楽会館の1階の一番奥に会議室があるんですけども、そこを第2診察室にして、空間的な分離をするというのが一つでございます。

それから、時間的な分離といたしましては、発熱患者の受診を、例えば10時半以降にするとか、現在は11時からを原則としているところではございますけども、そういった形の空間的、時間的な分離をしているということでございます。

そのコロナによる受診控えかどうかというところは、断定はできませんが、恐らくその可能性が濃厚であろうと考えておりますし、京都府の南部の、宇治以南の診療所、休日応急診療所の受診者数につきましても、ここの診療所と同様に減少傾向にあるというのが令和2年の特徴であるというところでございます。以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 ありがとうございます。

未収の部分に関しましては、分かりました。今後、職員さんたちの負担とか、それとか手続上のものとかということで、ちょっと懸念はしますけれども、今すぐに解決方法といったらちょっと分からないので、これから続いていく話かなと思いますので、御努力いただきたいと思います。

休日応急診療所の部分なんですけど、例年でも診療が増えて、それに伴って経費が増えてというところの部分があったので、一概にどちらがいいのかというところは分からないんですけど、今、代表理事も最初のところで、休日応急診療所が限られた設備ということでおっしゃったように、狭い空間の中でといったところには、いろんな備品とかの購入はいただいていると思うんですけども、その部分、今後に必要なものがあれば、そういった形でいろんな補助金とかというのは今度はないかもしれませんが、努力はいただきたいと思いますので、答弁があればお願いします。

○議長 國子次長。

○國子次長 はい、議長。それでは、2点目の西山議員の再質問についてお答えさせていただきます。

御指摘いただきましたとおり、特に感染対策を中心に備品の調達等につきましては、管理医師の先生方、それから医師会の先生方、そして出務する医療スタッフと、十分協議、調整させていただきながら、必要なものにつきましては購入という形で決めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長です。次長の補足をさせていただきますが、議員の皆さん、患者数が大幅に減って、収入が半減したということで、もっと増やさなということはないんでしょうけれども、いろいろ御意見を持たれてると思います。

これは、令和2年度の前半は京都府におきましても、コロナかな、コロナじゃないかなという相談は全て保健所、京都府に問い合わせが集中して、それでこの地域では京都山城総合医療センターや学研都市病院が感染症の指定病院になり、そこに患者さんが殺到していたというのが、令和2年度の前半です。

9月にそういうことも踏まえて、全国的にそういう問題がありまして、厚労省が、「次のインフルエンザを見据えた体制づくり」ということで、都道府県知事に通達がありまして、10月までにその体制を整えよということがあったわけです。

京都府は1か月遅れて、11月1日から、今までは相談センターに1本で相談をしていたけれども、今度はかかりつけ医がその役割を担うということで、かかりつけ医で検査や診療ができるような、診療・検査医療機関、これを増やしていこうということで、京都府から発表され、相楽医師会や京都府山城南保健所が、山城南医療圏の状況をいろいろと考えられた中で、休日応急診療所も日曜・祝日の応急的な処置をする診療所では

あるけれども、コロナ禍の中で山城北保健所に比べても、大きな病院が少ない中で、日曜・祝日の中でのコロナの検査等も含めて、担ってもらえないかという依頼がありまして、関係市町村担当課長、また理事会で十分相談させていただいた中で、コロナの検査や発熱者の対応をしてきたというような現状で、それでもやはり患者数というのは減っておりますが、議員の皆さんには知っておいていただきたいんですけども、やはり受付をしてから診察が終わるまで、発熱者の対応にしては、全て頭先从足先までPPEで囲い、患者さんに向かって診察・看護をスタッフはしているわけです。それだけでも患者1人に要する時間というのは、かなりかかっている、また順番を待たれる患者さんも大変なことで、第2診察室が使えない場合は、車の中で問診や車の中での診察、ドライブスルー方式での検査、いろいろとその場面場面で医師の指示により現場スタッフはやってくれております。

また、そのような運営は今後も続くだろうということで、限られた施設の中で工夫しながらやっているのが現状でございますので、そんな中で医師会の全面的な協力で今回やらせていただき、決算数値には大幅な負担金の増や、患者の減ることへの減という、説明させていただきますけれども、十分応急診療所としての、この地域での一次医療の役割というのは果たしているのではないかと考えておりますので、これからも御支援、御協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

河口議員。

○河口議員 4番、河口です。

1点、お願いしたいと思います。まず、決算審査意見書のページ、5ページのところです。相楽休日応急診療所のところで、「1日10人の予算見込みに対し、6.2人の実績と下回り、この収支不足を市町村負担で補填しているため、負担の軽減に向け、国・府補助金を活用するなど努力されたい」と記載されています。

また、「住民の安全・安心を守る意味においても本診療所の存在意義は大きく、そのあり方も含め、医師会、薬剤師会及び関係機関と連携した取り組みが必要である」と記載していただいております。まさにそのとおりかなと思っています。

それで、1点目なんですが、やはり負担の軽減に向けて、国・府補助金を活用するということで、この分については可能であるのかどうかというのがちょっと私自身からなので、答えたいいただきたいというところです。

それと、2点目で、最後に読み上げました医師会、薬剤師会、また関係機関との連携なんですが、こういうことはスムーズに連携できるのかなというのが少し私自身からないので、その点についても、やはり本当に必要であると私も思いますので、その見通しですね。どうなのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長です。4番、河口議員の御質問2点でございます。

監査意見書の御意見の中の、今後の市町村の負担の軽減のために、国・府補助金を活用するということで努力されたいという御意見いただいております。

先ほども補足説明の中で、令和2年度限りの国・府補助金ですよという話もしたんですが、通達ではそのようになっております。令和2年限りですということになっているんですけども、先ほど代表理事の挨拶の中の、お手元の資料、定例会業務報告、これの2ページ、3番の③、ここに記載のとおり、令和3年度におきましても、国・府補助金が138万8,000円の交付決定をいただいております。

一つには、ゴールデンウィーク診療検査実施医療機関支援金40万円、またお盆期間診療検査実施医療機関協力金20万円、この2つにつきましては、昨年、年末年始で京都府からいただけた40万円と同様の内容でありまして、ゴールデンウィークの期間中、外来を開けた民間クリニックも含めまして、については、1日10万円の交付金を交付するというもので、当休日診療所はゴールデンウィーク4日間開けましたので、40万円。

また、お盆の期間につきましても、やはりお盆は一般のクリニックお休みということになりまして、その一般クリニックがお休みのところ、コロナがまだ蔓延しておりますので、開けていただくと1日10万円渡しますよという京都府からの交付金の要望がまいりまして、それぞれこの地域でもお盆は開けられたと聞いておりますが、当診療所でも2日間、開けさせていただいたので20万円。

また、以上2つが京都府の補助金です。

3つ目には、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止医療提供体制確保支援補助金78万8,000円ですが、これは国の補助金です。

こちらにつきましても、これも今回限りと聞いておりますけれども、国は、また全国の感染状況の状況では、また補正予算等あるかは現状では分かりませんが、こういったような補助金も令和3年度に獲得しつつ、そういった情報は全て山城南保健所を経由していただいておりますので、そういう意味で保健所あたりとも連携するということ。それから、医師会や薬剤師会との連携というのは大変重要でございまして、1つの例を申しますと、これは令和2年度決算中ではございませんが、令和3年度中にはなりますが、コロナの患者さんで、山城南保健所管内で、自宅で療養されているコロナ陽性者の方が、かなりの数おられたと。そのときに、日曜・祝日にお薬が必要だと。そういったときに、調剤薬局さんがお休み、そういうときに休日診療所にお電話で薬をお願いして、そのお薬を休日診療所の薬剤師会と契約してますけれども、その契約している中の薬局から御自

宅にお届けすると、こういったこともいろいろとさせていただいてるのが現状で、そういう意味で、京都府や医師会、また薬剤師会とできる範囲の中で感染拡大防止や、また自宅療養の方の対応を休日診療所も担わせていただいているということでございます。

以上でございます。

○河口議員 結構です。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

採決は起立によって行います。

原案のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、認定第1号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、令和2年度相楽郡相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決します。

採決は起立によって行います。

原案のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員であります。

よって、認定第2号、令和2年度相楽郡相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回相楽郡広域事務組合定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり、慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

これから各市町村議会の定例会等で何かと慌ただしい時期を迎えようとしております。
また、寒さも日増しに厳しくなっております。

議員の皆様及び理事者の皆様、今後ますます御健勝、御多幸を御祈念を申し上げます
て、本日は大変御苦勞さまでした。

(午後 3 時 3 5 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

相 楽 郡 広 域 事 務 組 合 議 会 議 長 梅 本 章 一

会 議 録 署 名 議 員 西 山 幸 千 子

〃

河 口 靖 子